

## 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金			
1 (略)				1 (略)			
(定義)				(定義)			
2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) (略)				(2) (略)			
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	(略)	① (略)	(略)	(略)	(略)
② 児童福祉法第 7 条に基づく児童福祉施設 (助産施設、母子生活支援施設、保育所 (児童福祉法第 5 6 条の 8 に基づく公私連携型保育所 (以下「公私連携型保育所」という。 ) を含む。 )、幼保連携型認定こども園 (認定こども園法第 3 4 条に基づく公私	児童福祉施設  児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 <u>一時預かり事業所</u> 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所	(略)	(略)	② 児童福祉法第 7 条に基づく児童福祉施設 (助産施設、母子生活支援施設、保育所 (児童福祉法第 5 6 条の 8 に基づく公私連携型保育所 (以下「公私連携型保育所」という。 ) を含む。 )、幼保連携型認定こども園 (認定こども園法第 3 4 条に基づく公私	児童福祉施設  児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 <u>新規</u> 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所	(略)	(略)

<p>連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、<u>同条第7項に基づく一時預かり事業所</u>、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、</p>	<p>事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分(幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。))に限る。) 特例保育施設 利用者支援事業所 <u>産後ケア事業を行う施設</u> 子育て支援のための拠点施設</p>			<p>型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項</p>	<p>事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分(幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。))に限る。) 特例保育施設 利用者支援事業所 <u>新規</u> 子育て支援のための拠点施設</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

<p>同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、<u>母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「</u></p>				<p>に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設等」という。）</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

<p>改正母子保健法 』という。) 第 17条の2に基づ く産後ケア事業 を行う施設及び 平成11年1月 7日児発第14 号厚生省児童家 庭局長通知「子 育て支援のため の拠点施設の設 置について」に 基づく子育て支 援のための拠点 施設(以下「助 産施設等」とい う。)</p>							
③ (略)	(略)	(略)	(略)	③ (略)	(略)	(略)	(略)
④ (略)	(略)	(略)	(略)	④ (略)	(略)	(略)	(略)
⑤ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤ (略)	(略)	(略)	(略)
<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合において は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄 に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が 設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施 設等災害復旧費補助金関係</p>				<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合において は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に 定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設 置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設 等災害復旧費補助金関係</p>			

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア～カ (略)	(略)	(略)	(略)
キ 一時預かり 事業所	<u>児童福祉法第6 条の3第7項</u>	<u>指定都市又は中 核市</u>	<u>1 / 2</u>
ク～シ (略)	(略)	(略)	(略)
ス 産後ケア事 業を行う施設	<u>改正母子保健法 第17条の2</u>	<u>指定都市又は中 核市</u>	<u>1 / 2</u>
セ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (略)

イ (略)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア～カ (略)	(略)	(略)	(略)
新規	新規	新規	新規
キ～サ (略)	(略)	(略)	(略)
新規	新規	新規	新規
シ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (略)

イ (略)

ウ（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 助産施設等ア～キ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ク 一時預かり事業所	<u>児童福祉法第6条の3第7項</u>	<u>(ア) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		<u>(イ) 社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
ケ～ス(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セ 産後ケア事業を行う施設	<u>改正母子保健法第17条の2</u>	<u>(ア) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		<u>(イ) 社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>

ウ（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 助産施設等ア～キ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
		新規	新規	新規	新規	新規
ケ～ス(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
		新規	新規	新規	新規	新規

ソ (略)	(略)	(略)	(略)	市若しくは中核市 (略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5～10 (略)

別表 (略)

ソ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5～10 (略)

別表 (略)

別紙1

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1（1）～（3）、別紙2（略）

別紙1

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1（1）～（3）、別紙2（略）



別紙2

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙2（1）（略）

別紙2

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙2（1）（略）

(第2の4の間の補助事業の場合)  
災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

(設置者の氏名) (施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円B	対象経費の 其支出 額 C 円D	寄付金その他 の収入額等 E 円F	差引額 G 円H	基準額 I 円J	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助金
						(指定都市等)	(指定都市等)	額	所要額
1 災害復旧費									
災害復旧費計									

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) C欄には、移付時特別積立金を含むこと。  
(3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の④補助率を乗じて得た額とする。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。  
(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。  
(5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
(7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

別紙2 (2) ② 削除

(第2の4(1)の間の補助事業の場合)  
災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

(設置者の氏名) (施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円B	対象経費の 其支出 額 C 円D	寄付金その他 の収入額等 E 円F	差引額 G 円H	基準額 I 円J	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助金
						(指定都市等)	(指定都市等)	額	所要額
1 災害復旧費									
災害復旧費計									

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) C欄には、移付時特別積立金を含むこと。  
(3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の④補助率を乗じて得た額とする。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。  
(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。  
(5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
(7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

(第2の4(2)の間の補助事業の場合)  
災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

(設置者の氏名) (施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円B	対象経費の 其支出 額 C 円D	寄付金その他 の収入額等 E 円F	差引額 G 円H	基準額 I 円J	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助金
						(指定都市等)	(指定都市等)	額	所要額
1 災害復旧費									
災害復旧費計									

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) C欄には、移付時特別積立金を含むこと。  
(3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(2)の表の④補助率を乗じて得た額とする。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。  
(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+ a とは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
(5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
(7) I欄は、H欄の金額をそのまま記入すること。

別紙3

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙3（1）～（3）（略）

別紙3

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙3（1）～（3）（略）

別紙①

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円

別紙①

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙 4

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類の等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 4 （ 1 ） （略）

別紙 4

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類の等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 4 （ 1 ） （略）

(第2の4の間接補助事業の場合)

施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 支出額 B(≦A)	寄付金その他 の収入額等 C	差引額		都道府県 補助額 D	都道府県 補助額 E	国庫補助 額 F	国庫補助 額 G	国庫補助 額 H	国庫補助 額 I	国庫補助 額 J	国庫補助 額 K	差引額 L(=K-1)H
				標準 D(=A-C)	基準 E									
1 災害復旧費														
災害復旧費計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の③補助率を乗じて得た額とする。こと。  
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相親所設置市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+aとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相親所設置市の単級補助を指す。  
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の内訳については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

別紙4(2)② 削除

(第2の4(1)の間接補助事業の場合)

施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 支出額 B(≦A)	寄付金その他 の収入額等 C	差引額		都道府県 補助額 D	都道府県 補助額 E	国庫補助 額 F	国庫補助 額 G	国庫補助 額 H	国庫補助 額 I	国庫補助 額 J	国庫補助 額 K	差引額 L(=K-1)H
				標準 D(=A-C)	基準 E									
1 災害復旧費														
災害復旧費計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の③補助率を乗じて得た額とする。こと。  
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相親所設置市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+aとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相親所設置市の単級補助を指す。  
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の内訳については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とする。

(第2の4(2)の間接補助事業の場合)

施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 支出額 B(≦A)	寄付金その他 の収入額等 C	差引額		都道府県 補助額 D	都道府県 補助額 E	国庫補助 額 F	国庫補助 額 G	国庫補助 額 H	国庫補助 額 I	国庫補助 額 J	国庫補助 額 K	差引額 L(=K-1)H
				標準 D(=A-C)	基準 E									
1 災害復旧費														
災害復旧費計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。  
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(2)の表の③補助率を乗じて得た額とする。こと。  
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+a)相当額を計上すること。+aとは都道府県、指定都市及び中核市の単級補助を指す。  
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の内訳については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) I欄は、H欄の金額をそのまま記入すること。

別紙5

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長  
印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙 (1) のとおり (別紙3の別紙 (1) の様式を準用)
- 2 施 設 の 種 類 等 別 紙 (1) のとおり (別紙3の別紙 (1) の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙 (2) のとおり (別紙3の別紙 (2) の様式を準用)
- 4 事業実績報告書 別紙 (3) のとおり (別紙3の別紙 (3) の様式を準用)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予  
算書(見込書)抄本

別紙5

直接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長  
印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙 (1) のとおり (別紙3の別紙 (1) の様式を準用)
- 2 施 設 の 種 類 等 別 紙 (1) のとおり (別紙3の別紙 (1) の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙 (2) のとおり (別紙3の別紙 (2) の様式を準用)
- 4 事業実績報告書 別紙 (3) のとおり (別紙3の別紙 (3) の様式を準用)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予  
算書(見込書)抄本

別紙6

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙 (1) のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施設の種類等別紙(1)のとおりに(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳別紙(2)のとおりに(別紙4の別紙(2)の様式を準用)
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙6

間接補助の場合

番 号  
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金  
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙 (1) のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施設の種類等別紙(1)のとおりに(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳別紙(2)のとおりに(別紙4の別紙(2)の様式を準用)
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本



別紙7

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

令和 年度 厚生労働省所管 (地方公共団体名)

歳出予算科目	交付決定額の補助率	地方公共団体										備考	
		歳入					歳出						
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する科目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目的内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもちて附記すること。

別紙7

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 (地方公共団体名)

歳出予算科目	交付決定額の補助率	地方公共団体										備考	
		歳入					歳出						
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する科目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目的内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書( )をもちて附記すること。

別紙 8

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費  
国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり  
報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書  
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確  
認できる資料）

別紙 8

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費  
国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり  
報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書  
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確  
認できる資料）

別紙 9

番 号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長  
殿

補助事業者名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧  
費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のと  
おり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書  
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確  
認できる資料）

別紙 9

番 号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 の 長  
中 核 市 の 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長  
殿

補助事業者名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧  
費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のと  
おり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書  
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確  
認できる資料）